

## 平成 29 年中津川市議会（5 月臨時会）議員提出議案について

平成 29 年中津川市議会（5 月臨時会）において、議員提出議案が別紙のとおり上程されますのでお知らせします。

### ■ 件名

- ・ 中津川市議会委員会条例の一部改正について
- ・ 議会改革特別委員会設置に関する決議の一部を改正する決議について
- ・ 病院・医療等対策特別委員会設置に関する決議の一部を改正する決議について

### ■ 上程日

平成 29 年 5 月 18 日（木曜日）

お問い合わせ先

議会事務局 庶務課 担当者：高木 均

電話：0573-66-1111（内線 503） E-mail: gikai@city.nakatsugawa.lg.jp

議第51号

中津川市議会委員会条例の一部改正について

中津川市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年5月18日提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 粥川 茂和

## 中津川市議会委員会条例の一部を改正する条例

中津川市議会委員会条例（昭和31年中津川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(中津川市議会委員会条例の廃止)」を付する。

附則に次の2項を加える。

（常任委員の定数の特例）

- 3 平成29年5月18日から平成31年4月29日までの間に限り、第2条第2項の表産業建設委員会の項中「7人」とあるのは「6人」とし、同表予算決算委員会の項中「21人」とあるのは「20人」とする。

（議会運営委員の定数の特例）

- 4 平成29年5月18日から平成31年4月29日までの間に限り、第4条第2項中「7人」とあるのは「6人」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第52号

議会改革特別委員会設置に関する決議の一部を改正する決議について  
議会改革特別委員会設置に関する決議の一部を改正するため、次のとおり決  
議する。

平成29年5月18日提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 粥川 茂和

議会改革特別委員会設置に関する決議の一部を改正する決議

議会改革特別委員会設置に関する決議（平成27年5月15決議）の一部を次のように改正する。

第2項中「7人」を「6人」に改める。

平成29年5月18日

中 津 川 市 議 会

議第53号

病院・医療等対策特別委員会設置に関する決議の一部を改正する決議について

病院・医療等対策特別委員会設置に関する決議の一部を改正するため、次のとおり決議する。

平成29年5月18日提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 粥川 茂和

病院・医療等対策特別委員会設置に関する決議の一部を改正する決議

病院・医療等対策特別委員会設置に関する決議（平成28年6月1日決議）  
の一部を次のように改正する。

第2項中「10人」を「7人」に改める。

平成29年5月18日

中 津 川 市 議 会